

京都市京北パラグライダー施設条例を廃止する条例（平成31年3月28日京都市条例第128号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市京北パラグライダー施設は、市民の心身の健全な発達及び市民相互の間の交流の促進による地域の振興に資する目的で、パラグライダー等の活動の用に供するための施設として設置し、練習用の施設として利用されてきましたが、これと一体的に利用されてきた高度からの飛行をすることができる民営のパラグライダー施設が平成31年3月31日をもって閉鎖されることから、その設置の必要性及び効果が低下するため、これを廃止することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市京北パラグライダー施設条例を廃止する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第128号

京都市京北パラグライダー施設条例を廃止する条例

京都市京北パラグライダー施設条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「京北パラグライダー施設」を削る。

(文化市民局市民スポーツ振興室)